

◆自宅のインターネット環境が整っていないご家庭へ◆

令和3年度は、インターネット環境が整っていない家庭に 北区から通信契約付きのモバイルルーターをお貸出しします

北区では、令和3年4月から、北区立小中学校に通う児童・生徒の皆様に対して、1人につき1台、学習用端末の貸出を行います。この学習用端末は、学校での授業だけではなく、各ご家庭で宿題に取り組んだり、先生からの連絡を確認したりすることにも利用する予定です。

このとき、学習用端末を使用するためには、インターネット環境が必要となるため、インターネット環境が整っていないご家庭へ、通信機能付きのモバイルルーターの貸出を行います。



《貸出条件・申請方法等》

【貸出条件】

- ①お子様が北区立小中学校に在籍していること
- ②月当たりのデータ通信量に制限のないインターネット回線がないこと
(令和2年度に通信契約付き学習用端末の貸与を受けられていた方等が対象です。)
- ③他の補助制度を利用していないこと

【貸出期間】

貸出日から令和4年3月31日まで

【申請方法】

教育政策課窓口（滝野川分庁舎2階11番）又はホームページに用意している申請書に必要な事項をご記入のうえ、郵送、FAX、窓口へ持込のいずれかの方法でご提出ください。



《貸出にあたっての注意事項》

【注意事項】

- ・モバイルルーターは、児童・生徒の皆様が学習を行うことを目的としてお貸出しするものです。北区からお貸出ししている学習用端末以外の機器を接続したり、学習以外の目的で利用したりすることのないよう、お子様へご指導ください。
- ・モバイルルーターのお貸出しは、**令和3年度**の対応です。



《担当課》

〒114-8546
東京都北区滝野川2-52-10
東京都北区教育委員会事務局
教育振興部教育政策課
TEL：03-3908-9279
FAX：03-3908-8755

